

## 令和8年度医療型短期入所事業所開設支援業務委託仕様書

### 1 事業目的

医療的ケアを必要とする障害者、障害児（以下「医療的ケア児者」という。）が増加する中、本市の3か所の医療型短期入所事業所（以下「事業所」という。）では受入れが困難になりつつある。

本事業において、市内の病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院（以下「医療機関等」という。）に対して、医療型短期入所事業を広く周知し、新規開設に関する医療機関等の開設相談や個別支援を行い、市内の事業所の開設を促進することを目的とする。

### 2 事業委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 事業内容

#### （1）新規開設講習

新規参入希望のある医療機関等を対象に、障害福祉サービスの人員、設備運営に関する基準、障害福祉サービスの報酬、開設事例等の講習会を実施する。

##### ア 対象

新規に障害福祉サービス（短期入所）へ参入を検討する市内外の医療機関等  
イ 規模

1回あたりの定員は原則20名程度とし、2回程度実施する。

##### ウ 講師

障害福祉サービス（短期入所）の人員、設備、運営に加えて、診療報酬や介護保険サービスに精通し、医療型短期入所の開設実績がある者

##### エ 会場

オンライン（オンライン配信に係る準備及び運営含む）又は姫路市内の場所

#### （2）法人開拓提案

医療機関等を訪問し、管理者等に対して併設型・空床型の医療型短期入所事業の実施等を働きかけるとともに、必要に応じて収入試算の提案等を行う。

##### ア 地域

播磨圏域連携中枢都市圏

##### イ 規模

訪問・提案の対象リストを20か所程度作成し、市と協議の上、10事業所程度を訪問すること。下記（3）フォローアップとあわせて、必要な支援を行うこと。

##### ウ 対象

市内の全体的な傾向や課題を分析し、訪問先には開設により、課題の解消に寄与す

る可能性の高い事業所を選定すること。

エ その他

本仕様書に記載のない範囲で助言等を行う場合（法人経営上の助言等）、自由意志に基づいて個別にコンサルティング等の契約を締結することは妨げないが、必ず本委託事業とは一線を画すとともに、収入試算や指定基準上の開設、運営、請求等は、別契約とせず必ず本委託業務の中で実施すること。また、別契約を締結した場合は、その旨、市に報告すること。

（3）新規開設事業所等へのフォローアップ

指定を検討する医療機関等を対象に、職員が訪問し、個別支援の助言を行う等の伴走支援を行う。

ア 対象

新規指定を検討する医療機関又は新規指定後1年以内の医療型短期入所事業所  
イ 規模

実施回数は延べ4回程度とすること。

支援対象として選定した医療機関等に、複数回の訪問又はオンライン面談を実施し、指定申請に向けた実務的な助言やサポート（各種申請届出書類作成）を行うこと。

（4）電話相談対応

新規指定を検討する医療機関、新規指定後1年以内の医療型短期入所事業所等から開設、運営、請求等の相談可能な電話等の相談窓口を設置する。

ア 規模

少なくとも週1日（祝日を除く月曜日から金曜日のうち1日）以上相談できる体制を確保すること。

イ 場所

受託者に定める場所で行い、市に報告すること

ウ 留意事項

受託者の責任による回答・助言を原則とする。

エ その他

相談内容については記録・整理すること。

#### 4 目標値の設定

受託者は、本業務の実施にあたり、新規指定を検討する医療機関数及び新規指定に向けた事前協議に至る医療機関数の目標値を設定し、実施計画書により市に報告すること。また、業務完了報告書に目標値に対する達成状況及び要因分析（未達成の場合は課題等）を報告すること。

## 5 守秘義務等

業務の実施にあたり、知りえた個人情報に関してはこの業務に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後に守秘義務を課すこと。

業務において知りえた個人情報は委託業務の目的以外に利用しないこと。

## 6 備考

- (1) 上記3の各支援においても法人から料金を徴収することはしないものとする。
- (2) 事業実施にあたっては、予め実施計画書を提出し、本市の承認を得るものとする。
- (3) 主担当者は医療、介護、障害分野に精通しており、医療型短期入所事業所開設に係る支援の実績を保有すること。
- (4) 仕様書に定めることのほか必要な事項については、本市と協議の上決定する。